

少子高齢化が進むにつれ、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増えています。高齢者を狙った詐欺や悪質商法などの手口も多様化かつ巧妙化し、被害金額も年々、増える傾向にあります。

悪質事業者は親切に接して信用させ、高齢者特有の「お金」「健康」「孤独」などの大きな不安に付け込み大切な財産を狙っています。被害者の中には、だまされたことに気づかなかつたり、恥ずかしさから誰にも相談しなかつたりする人がいます。

こうした消費者トラブルを食い止めるには、詐欺や悪質事業者を寄せ付けないよう、家族や地域の皆さんが協力して見守り、声をかけることが、重要です。

県消費生活センターには、「消費生活サポーター」というボランティアの制度があります。センターと地域を結ぶパイプ役として消費生活に関する情報を身近な人に伝えたり、地域の消費者被害などの情報を消費生活センターへ提供することが主な活動の内容です。

消費者問題に関心のある満18歳以上で、県内で活動できる人であれば、誰でも応募できます。資格や経験などは必要ありません。「見守り」「声かけ」など無理のない、できる範囲の活動をお願いしています。

サポーターには毎月、タイムリーなトラブル事例や手口、その対策や助言などを掲載する「センターニュース」や、悪質商法が急増した際に発行する号外「注意喚起情報」などが送付されます。それらを読むだけで、消費生活に関する知識を身につけることができます。

サポーターの中には、意欲的な大学生など若い人もいて、学園祭などで啓発チラシを配布しながら、呼びかけをいただいています。問い合わせや申し込みは、県消費生活センター（023・630・3237）までお気軽にどうぞ。